別表第十四　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 七　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 八　「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設をいう。 九　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であって、使用済燃料貯蔵施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所内又はその周辺における使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。） ハ　使用済燃料貯蔵施設内における火災その他の使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

改正後	改正前
内燃機関を原動力とする発電設備	［同上］
［1～4　略］ 5　内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法	［1～4　同上］ ［加える。］
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
［略］	［同上］
無停電電源装置	［同上］
［1・2　略］ 3　無停電電源装置に係る製作の方法	［1・2　同上］ ［加える。］
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
［略］	［同上］
電力貯蔵装置	［同上］
［1・2　略］ 3　電力貯蔵装置に係る製作の方法	［1・2　同上］ ［加える。］
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
［略］	［同上］
［様式を削る。］	**様式第３**（第133条関係）　［略］
［様式を削る。］	**様式第４**（第133条関係）　［略］
［様式を削る。］	**様式第５**（第133条関係）　［略］
様式第３（第133条関係）　［略］	**様式第６**（第134条関係）　［同上］